

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第52号	三田市危機管理基本条例の制定について
防災安全課	三田市まちづくり基本条例第45条第3項の規定に基づき、三田市における危機管理に関する基本的な事項を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、当該条例を制定しようとするもの。

【制定趣旨】

本年4月20日、三田市まちづくり基本条例情報共有及び危機管理検討委員会から、三田市まちづくり基本条例第45条第3項の規定に基づく災害等への対応に関する条例の制定に関する検討結果である答申がなされた。

この答申を基に、市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、三田市における危機管理の基本的事項を定めた本条例を制定しようとするものである。

【関係法令】

- ・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- ・水防法（昭和24年法律第193号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号） 他

【内 容】

前文	第7条 市から市民等への協力の要請
第1条 目的	第8条 市職員に対する研修等の実施
第2条 定義	第9条 事業者による事業継続計画
第3条 基本理念	第10条 セーフティマップ
第4条 組織（危機管理対応会議）	第11条 計画の準用
第5条 市の責務	第12条 継続的な見直し
第6条 議会の役割	

【施行期日】 平成27年7月1日

【その他】

付則において、三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正（附属機関の廃止）、三田市まちづくり基本条例の一部改正（本条例制定に伴う関連規定の整備）を行う。